東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東金市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会(以下、「委員会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続き)

第2条 傍聴を許可する者(以下、「傍聴者」という。)の定員は10名以内とし、先着順により受付を行い、定員になり次第、受付を終了する。ただし、開催会場の都合により許可する人数を制限することがある。

2 委員会の傍聴を希望する者(以下、「傍聴希望者」という。)は、委員会の開会予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、委員長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い会場に入室すること。

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、次項に定める事項を守らなければならない。

- (1) 委員会開催中は、静粛に傍聴し、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、委員長の許可なく、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (6) 会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従うこと。

(秩序の維持)

第5条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な命令をすることができる。

2 委員長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは傍聴者を退場させることができる。

附則

この要領は、平成28年10月3日から施行する。